

財務省告示第四百三十七号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の四第一項の規定に基づき、課稅価格を基準とする特別緊急関稅に係る発動基準價格を定める件（平成七年三月大蔵省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

第四七の二項を削る。

第四九項の次に次の一項を加える。

四九の二

六五円九二銭